《 住宅用太陽光発電システム導入費補助金 》

この制度の補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

※工事の着工前に申請してください。 (建売住宅購入の場合は住宅の引渡し前)

《対象者》

- 市税の滞納がない方
- 自ら居住又は居住しようとする住宅又は住宅と同一敷地内に太陽 光発電システムを設置しようとする方
- 太陽光発電システムが付属した建売住宅を購入して居住しようと する方

《対象となる太陽光発電システムの条件》

- 設置する際に未使用のもの
- 太陽電池の最高出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kw未満のものであること。
- 太陽電池モジュールは、JIS又はJETの認証を取得している もの若しくは同等以上であること。
- 寒冷地仕様であること。

《補助対象》

- 太陽電池モジュール本体および設置工事費
- 〇 架台設置工事費
- 〇 接続箱設置工事費
- 直流側開閉器設置費
- インバータ設置工事費
- 〇 保護装置設置工事費
- 〇 交流側開閉器設置工事費
- 〇 発生電力量計設置工事費
- 余剰電力販売用電力量計設置工事費
- 配線及び配線器具設置工事費
- 定置用蓄電池およびその他付属機器設置工事 (太陽光発電システムと同時設置)
- その他太陽光発電システムの設置工事に必要となる仮設及び補強 工事等に要する費用

《補助対象外の費用》

○ 事務費又は調査等に要する費用

《補助額》

- 地元企業を利用した場合:設置工事費の20%(限度額50万円)
- 市外企業を利用した場合:設置工事費の10%(限度額25万円)
- ※ 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てます。

